

令和5年（行ウ）第9号、令和5年（行ウ）第10号

損害賠償請求義務付け等請求事件

原告 和田香穂里 外28名

被告 西之表市長 八板俊輔 外1名

参加原告

答 弁 書

令和6年3月5日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

〒892-0821 鹿児島市名山町1番3号鹿児島ビル4階

野田・馬場法律事務所（送達場所）

TEL 099-222-2776 FAX 099-227-0997

被告ら訴訟代理人弁護士 野 田 健 太 郎

同 前 田 圭 子

【 本案前の答弁 】

第1 答弁の趣旨

- 1 原告ら（参加原告を含む。以下同じ）の、請求の趣旨第2項記載の訴えをい
ずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 答弁の理由

請求の趣旨第2項記載の市道廃止処分は、地方自治法第242条の住民監査
請求の対象となる財務会計上の行為にはあたらず、住民訴訟の対象とならない。

このことは、監査委員が監査請求を棄却したとしても変わらない。

なお、廃止した市道の用地は西之表市所有ではない。

【 本案の答弁 】

第1 請求の趣旨（第1項）に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

追って準備書面により明らかにする。

以上